

長野県地方税滞納整理機構議会傍聴規則

平成23年3月28日

長野県地方税滞納整理機構議会規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第292条において準用する法第130条第3項の規定により、会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分及び傍聴人数の制限)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

2 一般席及び報道関係者席の傍聴人の員数及び入場制限については、議長が別に定める。

(傍聴券)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名を傍聴人受付簿に記入し、傍聴券の交付を受けなければならない。

2 一般席で会議を傍聴しようとする者の傍聴券は、会議の当日、傍聴受付において先着順に交付するものとする。

3 前項の傍聴券の交付を受けた者は、当該傍聴券の所定の箇所に、自己の住所及び氏名を記入しなければならない。

4 第2項の傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り、傍聴することができる。

5 報道関係者席で会議を傍聴しようとする者の傍聴券については、議長が別に定める。

(傍聴人の入場)

第4条 会議を傍聴しようとする者が入場するときは、指定の入口で係員に傍聴券を提示しなければならない。

(傍聴券の提示)

第5条 傍聴人は、係員から求めがあったときは、傍聴券を提示しなければならない。

(議場入場の禁止)

第6条 傍聴人は、傍聴席以外に立ち入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 銃器、爆発物その他危害を加えるおそれのあるものを携帯している者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 異様な服装をしている者

(4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりその他これらに類するものを携帯している者

(5) 笛、ラッパ、太鼓、その他これらに類する楽器の類を携帯している者

(6) 携帯ラジオ、テレビ、かさ等を携帯している者

(7) その他議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれのある者

2 児童及び乳幼児は傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合はこの限りではない。

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 議場における言論に対して、賛否を表明し、又は拍手をしないこと。

(2) 談論し、放歌し、高笑し、又は騒ぎたてないこと。

(3) 携帯電話その他音を発生する機器は、電源を切ること。

(4) はち巻、腕章等の示威的行為をしないこと。

(5) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

(6) 飲食し、又は喫煙しないこと。

(7) みだりに席を離れ又は不体裁な行為をしないこと

(8) 静粛を旨とし、他人に迷惑をかけ、その他議事の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影及び録音等の禁止)

第9条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、写真機、撮影機、録音機等を携帯し、又は使用してはならない。ただし、報道取材等の理由により議長の許可を得た者は、この限りでない。

(係員の指示)

第10条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(秘密会議の場合の退場)

第11条 傍聴人は、議会において秘密会を開く旨の議決があったときは、係員の指示により速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第12条 法第292条において準用する法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることがある。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。